



白川浩平税理士事務所
ニュースレター

NEWS LETTER

7月は、本来なら東京2020オリンピックが開幕するはずでした。今は1日も早い収束のために行動し、来年の開催を楽しみに待ちましょう。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

7

2020



持続化給付金
概要と課税関係の確認

2021年1月より
子の看護休暇・介護休暇が
時間単位での取得も可能に

2019年の業種別夏季賞与
1人平均支給額

白川浩平税理士事務所

高知市堺町2番26号高知中央ビジネススクエア 8 F

TEL : 088-855-8205 / FAX : 088-854-6466

info@shirakawa-office.com

持続化給付金 概要と課税関係の確認

新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業収入（以下、売上）が落ち込んだ中小企業等に対して、国から事業の継続や再起の糧とするための「持続化給付金」が支給されます。この給付金の概要と課税関係を、5月15日現在の情報をもとに確認しましょう。

- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- ③ 政治団体
- ④ 宗教上の組織若しくは団体
- ⑤ ①から④までに掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でない中小企業庁長官が判断する者

■ 持続化給付金の概要

持続化給付金の支給を受けるには、

- ① 支給対象となる事業者であること
- ② 申請要件を満たすこと
- ③ 自己申請を行うこと

が求められます。

(1) 支給対象となる事業者

持続化給付金の支給対象者は、原則、2019年以前から売上を得ており、2020年4月1日時点で、次の①②いずれかを満たす事業者（以下、対象事業者）※1です。

- ① 資本金の額又は出資総額※2が10億円未満
- ② ①の定めがない場合は、常時使用する従業員数が2,000人以下

（※1）組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は上記のいずれかを満たす法人であることが必要です。

（※2）「基本金」を有する法人は「基本金の額」、一般財団法人は「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替えます。

いわゆる“会社”形態の法人だけでなく、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人などの法人や、フリーランスを含む個人事業者も対象事業者となり得ます。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象事業者から外れます。

- ① 国、法人税法別表第一に規定する公共法人

(2) 申請要件のポイント

いくつかある申請要件の中から、次の申請要件について、ポイントを解説します。

対象事業者が選択した2020年1月以降の単月売上が、前年同月比で50%以上減少

① 売上

“売上”とは、法人は、確定申告書別表一の「売上金額」欄に記載されるもの（図1）と同様の考え方をするとされています。つまり、損益計算書の売上（収入）金額の合計額（雑収入、営業外収益及び特別損益を除く。）を指します。

別表一 各事業年度の所得に係る申告書

青色申告	一 事業年度	
処理番号	事業年度	
売上金額	1月	2月
申告年月日	申告区分	

他方、個人事業者は、2019年の“売上”は、原則、確定申告書第一表の「収入金額等」の事業欄に記載される額（図2）を用いますが、前年同月の“売上”は、青色申告を行っている場合、原則、所得税青色申告決算書における「月別売上（収入）金額及び仕入金額」欄の「売上（収入）金額」の額（図3）を用います。なお、一定の場合は2019年の月平均など別の算定方法によります。

事業等	
事業	
収入	
金額	

0月別売上(収入)金額及び仕入金額

1月	2月	3月
4月	5月	6月
7月	8月	9月
10月	11月	12月
合計		

②対象事業者が選択する月

2020年1月から申請する月の前月までの間で、前年同月比で売上が50%以上減少した月のうち、ひと月を任意で選択します。この場合の選択した月の売上は、新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金などの給付金が含まれていたとしても、当該給付金を除いて算定することができます。

(3) 給付額

持続化給付金の給付額は、原則、以下の算式により計算した金額です。

前年度の売上総額(B) – 選択月の売上(A) × 12

(A) … (2) ②で選択した月の売上高

(B) … (A) の属する事業年度の直前の事業年度※の年間売上高

例.3月決算法人が (A) として2020年4月を選択した場合 ⇒ 2020年3月期の年間売上高

(※) 個人事業者は2019年

上限額は、受給者の形態ごとで異なり、以下のとおりです。

受給者	上限額
法人	200万円
個人事業者	100万円

(4) 申請期間と申請方法

申請期間と申請方法は、次のとおりです。

申請期間	2020年5月1日 ~ 2021年1月15日
申請方法	電子申請 (持続化給付金申請サイト https://jizokuka-kyufu.jp)

申請をする際に必要となる書類について、法人を例に記載しました。ご確認ください。

申請の際に必要な書類 (例.法人の場合)

- A) 選択月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表一の控え及び法人事業概況説明書の控え
…少なくとも、確定申告書別表一の控えには収受日付印が押印されていること。e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を用意。
- B) 選択月の月間売上がわかるもの
…売上台帳、帳面その他の選択月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類が原則。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合は、選択月の月間売上を記載した他の書類でも可能。
- C) 法人名義の振込先口座の通帳の写し
- D) その他事務局が必要と認める書類

■ 持続化給付金の課税関係

持続化給付金の支給を受けた場合の課税関係は、原則、以下のとおりです。

受給者	税務上の取扱い
法人	益金 (収益)
個人事業者	事業所得の総収入金額

持続化給付金は、一度申請してしまうと**再度の申請ができません**。最も多く給付が受けられる月を選択することが最大の給付額を得られるポイントです。

なお、令和2年度第2次補正予算案 (5月27日閣議決定) では、2020年3月までの創業者や事業所得者以外のフリーランスを、一定要件の下で対象者に含めるなど、対象拡大の措置が講じられています。最新情報は、以下の持続化給付金のページにてご確認ください。

【参考】

中小企業庁「持続化給付金」<https://www.jizokuka-kyufu.jp>

2021年1月より子の看護休暇・ 介護休暇が時間単位での取得も可能に

従業員が請求することで取得できる休暇制度として、子の看護休暇（子どもの病気・ケガによる世話、予防接種・健康診断を受けさせるための休暇）や、介護休暇（要介護状態にある家族の介護その他の世話をするための休暇）があります。これらの制度の利用が、2021年1月1日から時間単位に改正されました。

■ 改正内容

子の看護休暇や介護休暇は、制度創設当時は1日単位での取得に限られていました。その後、取得する従業員の利便性を考慮し、半日単位でも取得できるように改正され、さらに今回、時間単位でも取得できるようになります。

この「時間」とは1時間の整数倍の時間（1時間、2時間、3時間等）をいい、1日の所定労働時間よりも短い時間のことを指します。会社は従業員から時間単位での取得の希望があったときは、その希望する時間について取得させなければなりません。

ただし、取得は始業時刻から連続する時間または終業時刻まで連続する時間となっており、労働時間の間で休暇を取得するいわゆる「中抜け」を認めることを求めるものではありません。

■ 就業規則の変更が必要に

今回の改正により、現在の就業規則（育児・介護休業規程等）で、子の看護休暇や介護休暇を半日単位での取得として規定している場合、変更が必要になります。

変更後の規定例は、次のとおりです。第2項で**時間単位での取得**を盛り込んでいることがポイントです。

<就業規則の規定例（子の看護休暇の場合）>

第〇条

- 1 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員（日雇従業員を除く）は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則第〇条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- 2 子の看護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。

※介護休暇も同様の変更が必要になります。

■ 労使協定の見直し

子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することが困難な業務がある場合は、労使協定を締結することにより、時間単位の休暇の対象からその業務に従事する従業員を除外することができます。

必要に応じて労使協定の内容を見直し、再締結しておきましょう。

子の看護休暇や介護休暇を取得した時間は、無給として扱って問題ありませんが、有給の制度を導入し、休暇を取得した従業員が生じたとき等、一定の要件を満たしたときには、両立支援等助成金が利用できます。この機会に併せて検討してもよいかもしれません。

2019年の業種別夏季賞与 1人平均支給額

新型コロナウイルスの影響で、厳しい経営状況の企業が増える中、夏季賞与支給の季節を迎えようとしています。ここでは厚生労働省の調査結果※から、業種別に昨年（2019年）の夏季賞与支給労働者1人平均支給額（以下、1人平均支給額）などをご紹介します。

■ 調査産業計は前年比マイナスに

上記調査結果から、事業所規模別に2019年の1人平均支給額などをまとめると、下表のとおりです。調査産業計は5～29人が前年比1.4%減少の約26万円となりました。30～99

人は同じく1.9%減少の約33万円でした。きまって支給する給与に対する支給割合は、どちらも1ヶ月程度ですが、支給事業所数割合は30～99人が89.4%なのに対して、5～29人は64.2%にとどまっています。

2019年業種・事業所規模別 夏季賞与支給労働者1人平均支給額など（1）

業種	支給労働者1人平均支給額 (円、%)				きまって支給する給与に 対する支給割合（ヶ月）		支給事業所数割合 (%)	
	5～29人	前年比	30～99人	前年比	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人
調査産業計	261,268	-1.4	331,267	-1.9	0.94	1.10	64.2	89.4
建設業	334,993	-2.8	599,177	-0.0	0.93	1.61	63.7	85.7
総合工事業	309,364	-12.1	568,934	-10.2	0.86	1.63	62.9	87.0
職別工事業	287,330	8.9	293,619	44.7	0.87	0.87	57.7	80.0
設備工事業	421,057	8.2	785,526	13.1	1.08	1.99	71.0	86.7
製造業	244,990	-10.4	346,190	-1.4	0.86	1.13	67.2	90.3
消費関連製造業	151,862	-19.7	259,632	-5.3	0.64	0.97	54.5	85.8
素材関連製造業	283,879	1.3	400,087	-4.6	0.94	1.27	75.4	94.8
機械関連製造業	277,129	-21.9	355,080	4.9	0.93	1.10	70.5	89.2
食料品・たばこ	133,983	-33.5	277,015	-1.2	0.67	1.07	50.6	89.3
繊維工業	147,397	-0.2	165,798	-21.9	0.59	0.75	53.5	71.5
木材・木製品	127,210	-21.3	265,011	2.7	0.63	0.90	70.2	100.0
家具・装備品	153,538	-42.2	262,094	-2.0	0.60	0.92	62.1	90.2
パルプ・紙	194,338	41.2	394,517	-6.6	0.75	1.28	74.2	98.1
印刷・同関連業	191,787	27.2	258,375	-10.4	0.60	0.85	61.3	88.2
化学、石油・石炭	616,833	20.9	551,701	-5.8	1.61	1.50	76.6	93.5
プラスチック製品	230,969	-25.9	335,605	12.8	0.97	1.19	69.1	93.2
ゴム製品	143,674	-25.2	353,492	-7.3	0.65	1.37	77.2	88.1
窯業・土石製品	286,067	12.4	328,715	-1.9	0.87	1.13	75.4	91.4
鉄鋼業	426,097	41.5	472,917	-12.4	1.21	1.49	80.4	97.1
非鉄金属製造業	304,738	36.9	420,332	-6.6	0.82	1.31	79.2	95.3
金属製品製造業	256,676	-11.4	402,643	-7.5	0.93	1.27	78.0	95.6
はん用機械器具	312,245	-21.7	386,903	-9.4	0.97	1.15	72.7	97.7
生産用機械器具	315,304	-25.5	386,384	17.1	0.94	1.11	79.3	91.7
業務用機械器具	262,308	-3.7	372,956	-11.3	1.07	1.22	63.8	91.1
電子・デバイス	153,745	-59.0	275,380	0.2	0.53	0.94	49.2	82.1
電気機械器具	245,155	-25.3	290,725	-1.4	0.98	1.03	63.2	87.1
情報通信機械器具	359,517	19.0	388,454	4.2	1.13	1.15	51.6	87.6
輸送用機械器具	247,083	12.0	385,338	12.5	0.87	1.13	72.3	87.8
その他の製造業	172,221	-16.1	287,616	-3.1	0.69	0.92	56.0	83.3
電気・ガス・熱供給等	580,231	9.1	689,654	3.9	1.70	1.71	87.5	91.0
情報通信業	377,863	5.3	510,228	-4.2	1.16	1.33	61.5	87.4
情報サービス業	401,785	5.0	511,490	-5.6	1.29	1.29	59.3	88.1
映像音声文字情報	436,660	-21.8	549,566	3.2	1.15	1.53	53.2	72.7

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

2019年業種・事業所規模別 夏季賞与支給労働者1人平均支給額など(2)

業種	支給労働者1人平均支給額 (円、%)				きまって支給する給与に 対する支給割合(ヶ月)		支給事業所数割合 (%)	
	5~29人	前年比	30~99人	前年比	5~29人	30~99人	5~29人	30~99人
運輸業, 郵便業	278,807	-8.5	314,986	4.0	0.96	0.99	63.8	90.7
道路旅客運送業	148,304	-23.5	108,056	-27.2	0.60	0.45	36.0	88.5
道路貨物運送業	230,420	13.5	243,744	12.7	0.80	0.86	57.6	90.9
卸売業, 小売業	289,913	4.8	292,056	-2.3	1.00	0.98	64.6	87.6
卸売業	460,381	8.5	543,921	-1.5	1.33	1.50	75.3	90.7
繊維・衣服等卸売業	236,702	-12.2	302,132	-33.1	0.93	0.89	58.4	100.0
飲食品卸売業	299,213	-6.9	319,308	7.3	0.95	0.88	65.8	79.5
機械器具卸売業	507,545	1.1	657,656	-10.8	1.45	1.69	78.9	95.1
小売業	199,138	6.2	124,958	-12.1	0.82	0.61	59.9	85.4
各種商品小売業	139,244	45.6	85,302	-3.0	0.68	0.56	43.4	100.0
織物等小売業	153,840	39.8	324,580	-4.6	0.76	0.78	65.2	41.7
飲食品小売業	75,750	22.9	87,396	-16.3	0.51	0.51	34.3	87.3
機械器具小売業	417,222	1.5	418,800	-17.0	1.21	1.16	80.0	97.5
金融業, 保険業	493,816	5.4	517,204	-5.4	1.54	1.49	89.8	93.4
不動産業, 物品賃貸業	349,951	19.8	446,578	0.4	1.17	1.24	71.0	94.2
不動産業	425,295	18.2	455,790	-5.5	1.29	1.28	72.0	93.5
物品賃貸業	200,946	-3.4	430,812	12.8	0.90	1.18	68.8	95.3
学術研究等	455,158	20.1	599,622	8.6	1.21	1.58	71.2	96.2
専門サービス業	412,364	17.9	784,889	46.8	1.16	1.83	79.2	100.0
広告業	183,405	-61.9	260,951	28.9	0.57	0.89	47.5	90.0
技術サービス業	493,259	36.5	533,660	1.1	1.28	1.54	67.0	97.5
飲食サービス業等	46,281	-11.8	53,825	5.2	0.37	0.34	42.8	79.5
宿泊業	138,590	15.4	96,934	19.3	0.72	0.55	39.6	70.9
飲食店	30,034	-8.3	36,563	-3.6	0.29	0.28	42.6	80.6
持ち帰り・配達飲食	83,363	-22.9	119,232	30.3	0.51	0.52	45.3	83.6
生活関連サービス業等	142,707	9.9	112,325	-16.4	0.62	0.57	46.3	91.8
娯楽業	111,107	8.0	109,472	-15.8	0.54	0.62	67.8	90.7
教育, 学習支援業	369,164	-4.3	514,328	-6.5	1.21	1.61	71.5	99.0
学校教育	459,790	-5.8	553,937	-2.0	1.53	1.74	90.5	98.8
他教育, 学習支援	184,248	-7.5	279,328	-39.2	0.82	0.92	56.5	100.0
その他のサービス業	283,072	-14.5	232,331	-17.1	1.01	0.98	70.8	79.9
廃棄物処理業	327,947	-8.5	392,556	-1.0	1.10	1.09	71.4	94.9
自動車整備等	381,599	1.8	515,443	-19.0	1.13	1.37	69.2	100.0
職業紹介・派遣業	199,775	-25.7	238,425	33.8	0.90	0.81	63.7	58.4
他の事業サービス	230,083	-4.9	133,979	-39.3	0.83	0.83	73.9	79.1

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

■ 前年比30%以上減少の業種も

5~29人、30~99人ともに、1人平均支給額が前年比マイナスの業種が多くなりました。きまって支給する給与に対する支給割合は、2ヶ月分になる業種はありません。支給事業所数割合は30~99人では100%の業種がある

一方、5~29人では最高で90.5%です。

今年の夏季賞与は、1人平均支給額はもちろん支給事業所数割合なども、昨年以上に厳しい数字になる業種が増えることが予想されます。

※厚生労働省「毎月勤労統計調査」

日本標準産業分類に基づく16大産業に属する、常用労働者5人以上の約190万事業所から抽出した約33,000事業所を対象にした調査です。きまって支給する給与に対する支給割合は、賞与を支給した事業所ごとに算出した「きまって支給する給与」に対する「賞与」の割合(支給月数)の1事業所当たりの平均です。支給事業所数割合は、事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450071&tstat=000001011791&cycle=7&ear=20190&month=0&tclass1=000001015911&tclass2=000001040061&result_back=1

新型コロナウイルスの影響により、社会保険料・税金の納付猶予や、労働保険の年度更新の提出期限延長等の措置が講じられています。ご注意ください。

2020年7月

お仕事備忘録

1. 新型コロナウイルスの影響による各種特例措置
2. 休業手当を支払った場合の社会保険の各種取扱い
3. 所得税の予定納税額の減額申請
4. 労働者死傷病（軽度）報告の提出
5. 健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」提出

1. 新型コロナウイルスの影響による各種特例措置

新たな施策や取扱い等、最新情報は官公庁のホームページでご確認ください。

[労働保険料]

労働保険の申告・納付（年度更新）の期限が、7月10日から8月31日に延長されました。また、新型コロナウイルスの影響により、事業に係る収入に相当の減少があった場合、労働局へ申請をすることで、労働保険料の納付を、1年間猶予することができます。

[社会保険料]

新型コロナウイルスの影響により、事業に係る収入に相当の減少があった場合、年金事務所へ申請をすることで、社会保険料の納付を、1年間猶予することができます。

[所得税・住民税]

新型コロナウイルスの影響により、事業に係る収入に相当の減少があった場合、税務署（住民税の場合は自治体）へ申請をすることで、納付を1年間猶予することができます。

2. 休業手当を支払った場合の社会保険の各種取扱い

新型コロナウイルスの影響により、休業を実施した場合には、以下の手続きもご確認ください。

[雇用保険離職証明書]

休業手当を支払った場合には、離職証明書の備考欄にその日数と金額を記載します。また、雇用調整助成金の支給を受けている場合は、備考欄の余白に、雇用調整助成金の支給決定年月日を記載します。

[社会保険随時改定・定時決定]

休業手当が継続して3ヶ月を超えて支払われた場合、あるいは、休業が解消され通常の報酬が継続して3ヶ月を超えて支払われた場合は、固定的賃金の変動とみなし、随時改定の対象となります。

なお、定時決定については、算定基礎届提出時に休業（一時帰休）が解消されているかどうかによって取り扱いが異なります。

3. 所得税の予定納税額の減額申請

7月は所得税（復興特別所得税を含む）の予定納税額の納付月となりますが、予定納税の義務のある人で、その年の申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額に係る承認を申請することができます。

予定納税基準額とは、税務署が計算をして事前に通知する予定納税額をいい、予定納税基準額が15万円以上になる場合に、予定納税が必要となります。この予定納税基準額は、所得税及び復興特別所得税の合計額で計算されています。

4. 労働者死傷病（軽度）報告の提出

従業員が業務上の事故・疾病で1～3日休業した場合は、四半期ごとにまとめて所轄の労働基準監督署に届け出ます。7月末までに4月から6月分の報告を行いますが、休業が4日以上になった場合はその都度報告しなければいけません。

5. 健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」提出

7月1日現在の従業員（提出すべき被保険者全員）の4～6月の報酬月額を「算定基礎届」により提出します。提出期間は、7月1日から7月10日までです。



2020.7

社会保険の算定基礎届のほか、夏季休暇がある場合には、取引先へ事前にお知らせするとともに、取引先の休暇状況も確認しておきましょう。新型コロナウイルスの影響を踏まえ、期限延長や猶予等の措置も講じられています。最新情報をご確認ください。



日	曜日	六曜	項目
1	水	先負	<ul style="list-style-type: none"> ●社会保険の算定基礎届の提出（～7月10日） ●所得税の予定納税額の減額申請（～7月15日） ●来春高校卒業予定者に対する学校への求人申込及び学校訪問開始
2	木	仏滅	
3	金	大安	
4	土	赤口	
5	日	先勝	
6	月	友引	
7	火	先負	小暑
8	水	仏滅	
9	木	大安	
10	金	赤口	<ul style="list-style-type: none"> ●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（6月分） ●源泉所得税の納期の特例の適用を受けている場合の源泉所得税の納付（1～6月分） ●社会保険の算定基礎届の提出 ●継続・有期事業概算保険料延納額の支払（第1期分）※口座振替を利用しない場合 ●労働保険の年度更新は、8月31日（月）まで期限延長となりました
11	土	先勝	
12	日	友引	
13	月	先負	
14	火	仏滅	
15	水	大安	<ul style="list-style-type: none"> ●高年齢者雇用状況報告書及び障害者雇用状況報告書の提出は8月31日（月）まで期限延長となりました ●所得税の予定納税額の減額申請
16	木	赤口	
17	金	先勝	
18	土	友引	
19	日	先負	
20	月	仏滅	
21	火	赤口	
22	水	先勝	大暑
23	木	友引	海の日
24	金	先負	スポーツの日
25	土	仏滅	
26	日	大安	
27	月	赤口	
28	火	先勝	
29	水	友引	
30	木	先負	
31	金	仏滅	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険・厚生年金保険料の支払（6月分） ●所得税の予定納税（第1期分） ●労働者死傷病報告書の提出（休業日数1～3日の労災事故[4月～6月]について報告） ●固定資産税（都市計画税）の納付（第2期分）※市町村の条例で定める日まで